

# 山口小学校 児童用タブレットパソコン 使用ルール

タブレットパソコンはみなさんの学習に役立てるための道具です。みなさんの学習をより豊かにしていくために、タブレットパソコンを上手に活用していくことが大切です。そこで『児童用タブレットパソコン使用のルール』を定めました。ルールを守り、タブレットパソコンを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

## 1 このルールの対象となる機器

学校から貸し出されるタブレットパソコンです。

## 2 児童用タブレットパソコンを使う目的

学校で貸し出すタブレットパソコンは、学習活動のために使います。

上手に使って自分の学習に役立てていきましょう。

## 3 児童用タブレットパソコンを使用できる人

自分が借りた児童用タブレットパソコンを使用できるのは、本人・保護者及び学校の先生のみです。他の人に貸したり、人のタブレットパソコンを借りたりすることはしません。

## 4 使用するときのルール

児童用タブレットパソコンは学校（市）から借りているものです。大切に使いましょう。

### (1) 使う場面や時間

#### 【学校で使うとき】

- ・学校では授業で使います。
- ・授業時間外で使用する場合は、学級担任の先生などの許可を受けてから使います。
- ・使用後は決められたタブレットパソコン保管庫に片付けます。

#### 【家庭で使うとき】

- ・家で使用する場合の使用時間は、
  - ◆下学年（1～3年）は午前9時～午後7時まで
  - ◆上学年（4～6年）は午前9時～午後8時まで とします。
- ・家庭で使用するときは、おうちの人とよく話し合って家庭のルールも決めて使います。
- ・家庭で保管・充電するときは、おうちの人の目の届くところに置いておきます。
- ・インターネットを利用するには、家庭のWi-Fi環境でしようすることができます。
- ・登下校中は使用しません。

### (2) タブレットパソコンを使うときに気を付けること

- ・健康のため、タブレットパソコンを使用するときには目を画面から離して良い姿勢で学習しましょう。
- ・連続して長い時間使用するのではなく、30分使用したら遠くを見て目を休めましょう。
- ・タブレットパソコンはていねいに扱い、落としたり水にぬらしたり重たいものを上にのせたりしないようにしましょう。
- ・タブレットパソコンを持ち運ぶときはあわてず落ち着いて運びましょう。
- ・タブレットパソコンの画面はタッチパネルになっています。刃物や鉛筆など先のとがったものでこすったり押したりしないようにしましょう。画面は指で操作しましょう。
- ・タブレットパソコンにキーボードを付けたたり外したりするときは、無理な力を加えることなく丁寧に扱きましょう。
- ・画面をきれいにするときは「やわらかい布」でふいてください。
- ・故障かな？と思ったときや壊れたときは学校の先生に知らせてください。

・タブレットパソコンは中学校卒業時阿南市に返却します。大切に使用してください。

### (3) やってはいけないこと (禁止事項)

貸出用タブレットパソコンは学習活動で使うことを目的としていますので使用しない機能を決めています。また、トラブルを未然に防ぐためにも、次のこと (禁止事項) は絶対にしないようにしてください。

#### 〔禁止事項〕

- ①自分のタブレットパソコンを人に貸したり,人のタブレットパソコンを借りたり操作したりすること。  
(操作を教える場合は除く)
- ②自分の ID やパスワードを人に教えること。
- ③他人の ID やパスワードを利用して使用すること。(不正アクセス行為とって法律で禁止されています。)
- ④タブレットパソコンの設定を学校の許可なく変更すること。
- ⑤タブレットパソコンにシールを貼ったり文字や絵などをかいたりすること。
- ⑥先生の許可・指示なくタブレットパソコンを使って,画像や動画を撮影したり,録音したりすること。
- ⑦人がつくった作品や人の写真などを本人やその保護者の許可なく使用すること。
- ⑧自分や他人の個人情報(名前や住所,電話番号など)をインターネット上にあげ,他人が自由に見られる状態にすること。
- ⑨会話機能で相手の心を傷つけたり,相手にいやな思いをさせたりする書き込みや発言をすること。
- ⑩音声,音楽,画像,動画,ソフトウェア,アプリ等を学校の許可なくダウンロードしたり,アップロードしたりすること。
- ⑪メールの登録,ファイルの配信等を行うこと。
- ⑫ツイッターや Facebook, LINE, などの SNS の登録を行うこと。
- ⑬課金の伴うサービスを利用すること。
- ⑭学校外などから持ち込んだデータを本体のメモリーや記録メディアに入れること。
- ⑮学校のネットワーク環境の不正使用やシステム障害などにつながる行為をすること。

#### 5 その他 ~保護者のみなさまへ~

- ・家庭に持ち帰った際のインターネットへの接続については,各家庭の Wi-Fi 環境が利用できるようご協力をお願いします。
- ・この活用のルールに反した場合や学校の事情などによりやむを得ない場合は,タブレットパソコンの貸し出しを停止することがあります。
- ・タブレットパソコンを紛失又は破損したときは,保護者の負担において補修又は損害を賠償することがあります。
- ・この使用のルールは令和3年4月1日現在のものであり,今後新たなルールが加わったり,ルールの変更があったりした場合はその都度お知らせします。